

## 高崎市指定就労定着支援事業運営要領

### (目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく指定就労定着支援事業の実施にあたっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。）、高崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第50号。以下「基準条例」という。）及び高崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年市規則第81号）によるほか、この要領の定めるところによる。

### (職場への定着のための支援の実施)

第2条 指定就労定着支援事業者（以下「事業者」という。）は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、やむを得ない場合を除き、原則1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主（以下「事業主」という。）を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握しなければならない。

2 前項におけるやむを得ない場合とは、事業主の事情により訪問することができない場合及び、利用者が障害を開示せず就職しており、就労定着支援員が事業主に接触できない場合等をいう。ただし、事業主の事情により訪問することができない場合は、電話等別の方法によって状況の把握を行うこと。

### (記録の整備)

第3条 事業者は指定就労定着支援を提供した際は、基準条例第194条の1に定めるもののうち、別紙様式に基づく記録を整備し、当該支援を提供した日から5年間保存しなければならない。ただし、事業者が作成する記録票に、同等、若しくはそれ以上の内容が記載されている場合には、任意の様式でも差し支えないものとする。

- (1) 就労定着支援記録票（様式1）
- (2) 雇用事業主面談記録票（様式2）
- (3) 訪問日一覧表（様式3）

### 附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。